

岡山労働局

参加費
無料

津山会場
300名

岡山会場
600名

改正女性活躍推進法・ ハラスメント対策等説明会

令和8年（2026年）4月1日より従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の公表が義務化されます。また、今後、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するために、雇用管理上の必要な措置を講じることが事業主の義務となることが決まっています。

会 場	津山会場	岡山会場
日 時	令和8年2月5日(木) 13:30～15:30	令和8年2月6日(金) 14:00～16:00
場 所	津山圏域雇用労働センター 2階 大ホール 津山市山下92-1	イオンモール岡山 5階 おかやま未来ホール 岡山市北区下石井1丁目2-1
対 象	企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 / 女性活躍推進にご关心のある方 特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101～300人の企業の皆様は必見です。	
申込方法	申込締切：令和8年2月2日(月)	二次元コードを読み取りホームページから お申込みください https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/ 

何が変わるの？

法改正2つの大きなポイント



女性活躍推進の強化

【対象：主に従業員101人以上の企業】

情報公表の**義務**が拡大されます

✓ 男女間の賃金差異

全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。

✓ 女性管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。

令和8年4月1日施行

ハラスメント対策の強化

【対象：すべての企業】

事業主の防止措置が**義務**となります

✓ カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るために措置が求められます。

✓ 求職者等へのセクシャルハラスメント

いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が必要です。

令和7年6月11日から1年6月以内の政令で定める日に施行

※ ハラスメント対策の詳細は今後決定されるため、本説明会では概要のみの紹介となります

こんなお悩み・疑問を個別に相談したい時は

「**民間企業における女性活躍推進事業**」の専門家派遣をご利用ください

- 何から手をつければ良いか、具体的な進め方がわからない
- 女性活躍の他社の取り組み事例を参考にして、自社に活かしたい
- 行動計画の策定や情報公表の具体的な方法を知りたい

ご相談はこちらから



説明会に関するお問い合わせはこちら
岡山労働局雇用環境・均等室



086-225-2017

(受付時間：平日 8:30～17:15)